

浪江町告示第46号



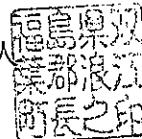
本町の字の区域の変更を次のとおり変更する旨、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は、同法施行令(昭和22年政令第16号)第179条の規定に基づき、土地改良法(昭和24年法律第195号)第54条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から生じる。

平成18年6月22日

浪江町長 横山藏人

記



編入する字名	同左に編入される区域
大字羽附字瀬ノ上	大字羽附字館ノ下1から3までの各一部、25の一部、29の一部及びこれらの区域に介在する水路である国有地の全部
大字羽附字館ノ下	大字羽附字前田1の一部、5の一部及びこれらの区域に介在する水路である国有地の全部
大字羽附字前田	大字羽附字館ノ下17の一部、33の一部、45の一部、48の一部、52の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部
	大字羽附字館ノ沢2の2及びこの区域に隣接する道路である国有地の全部並びに2の1に隣接する道路である国有地の全部
	大字羽附字羽附前16の1及びこの区域に隣接する道路である国有地の全部並びに4の2、16の2に隣接する道路である国有地の全部
大字羽附字羽附前	大字羽附字前田11及びこの区域に隣接する水路である国有地の全部
	大字羽附字羽附18の2、24の3、24の4及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部
	大字羽附字二枚橋2の35の一部、2の36、2の37、2の39の一部、2の40、2の41及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに2の5に隣接する水路である国有地の全部
	大字羽附字荒神森11の2、12の2